

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案要綱

第一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

一 定義に関する規定の整備

補完的保護対象者を「難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすもの」と定義すること。(第二条第三号の二関係)

二 上陸拒否事由に関する規定の整備

次の1から3までに掲げる者で、それぞれ当該1から3までに定める期間を経過していない外国人は、本邦に上陸することができないものとする。 (第五条第一項第九号関係)

1 本邦からの退去を強制された者で、十三の1の決定を受け、法務省令で定める日までに第五十二条第四項の許可に基づき退去したもの(別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。) 退去の日から一年

2 出国命令により出国した者（3に掲げる者を除く。） 出国した日から一年

3 七の2に該当する者であつて、出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。） 出国した日から五年

三 一時庇護のための上陸の許可に関する規定の整備

迫害を受けるおそれのあつた領域から逃れて本邦に入った者であつて一時的に上陸させることが相当であるものについて、一時庇護のための上陸の許可をすることができるとすること。（第十八条の

二第一項関係）

四 在留カードの有効期間及びその更新に関する規定の整備

1 在留カードの有効期間

(一) 永住者であつて在留カードの交付の日に十六歳に満たない者について、在留カードの有効期間を十六歳の誕生日の前日が経過するまでの期間とすること。（第十九条の五第一項第二号関係）

(二) 永住者以外の者であつて在留カードの交付の日に十六歳に満たない者について、在留カードの有効期間を在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日の前日のいずれか早い日が経過するまでの期間と

すること。（第十九条の五第一項第四号関係）

## 2 在留カードの有効期間の更新

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の二月前（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならないものとする。（第十九条の十一第一項関係）

## 五 永住許可に関する規定の整備

国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものに対する永住許可については、その者が独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有することと適合することを要しないものとする。（第二十二條第二項関係）

## 六 旅券等の携帯及び提示に関する規定の整備

1 次の(一)から(四)までに掲げる者は、第二十三條第二項の規定により在留カードを携帯する場合でない

限り、常に次の(一)から(四)までに定める文書を携帯していなければならないものとする。 (第二十

三条第一項関係)

(一) 十の1(三)の被監理者 監理措置決定通知書

(二) 十五の1(三)の被監理者 監理措置決定通知書

(三) 第五十二条第十項の規定により放免された者 特別放免許可書

(四) 仮放免の許可を受けた者 仮放免許可書

2 1 (一)から(四)までに掲げる者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官等が、その職務の執行に当たり、当該1(一)から(四)までに定める文書の提示を求めたときは、これを提示しなければならないものとする。 (第二十三条第三項関係)

七 出国命令に関する規定の整備

次の1又は2のいずれかに該当する者であることを出国命令対象者に該当することの要件の一つとする。 (第二十四条の三第一号関係)

1 違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国在留管理官署に出頭した

者であること。

2 違反調査の開始後、第四十七条第三項の規定による通知を受ける前に、入国審査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

八 違反調査における証拠収集手続に関する規定の整備

1 領置

入国警備官は、容疑者又は証人が任意に提出し、又は置き去った物件を領置することができるものとする。 (第三十条の二関係)

2 臨検、搜索又は差押え等

入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをすることができるものとする。 (第三十一条第一項関係)

3 その他

1 及び2のほか、通信事務を取り扱う者に対する差押え、通信履歴の電磁的記録の保全要請、電磁

的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分、臨検、搜索又は差押え等に際しての必要な処分、処分を受ける者に対する協力要請、許可状の提示、証票の携帯、立会い、時刻の制限、出入禁止、執行を中止する場合の処分、搜索証明書の交付、領置目録等の作成、領置物件等の処置及び還付、移転された電磁的記録に係る記録媒体の交付、鑑定等の嘱託、調書の作成等について所要の規定を設けること。  
(第三十一条の二から第三十八条関係)

#### 九 退去強制令書の発付前の收容に関する規定の整備

1 入国警備官は、違反調査の結果、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、第四十三条第一項の規定により容疑者を收容した場合を除き、主任審査官に対し、その旨を通知するものとする。 (第三十九条第一項関係)

2 1の通知を受けた主任審査官は、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、十の1(一)の監理措置に付する旨の決定をする場合を除き、收容令書を発付し、入国警備官に交付するものとする。 (第三十九条第二項関係)

3 入国警備官は、主任審査官から收容令書の交付を受けたときは、收容令書により、容疑者を收容す

るものとする。 (第三十九条第三項関係)

十 退去強制令書の発付前の收容に代わる監理措置に関する規定の整備

1 容疑者に対する監理措置の決定

(一) 收容令書の発付に代わる監理措置の決定

九の1の通知を受けた主任審査官は、容疑者が退去強制事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度その他の事情を考慮し、容疑者を收容しないで退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、法務省令で定める期限までに三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付することを条件として、容疑者を監理措置(2)の監理人による監理に付する措置をいう。以下この十において同じ。)に付する旨の決定をするものとし、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件(以下この十において「監理措置条件」という。)を付するものとする。 (第四十四条の二第

一項関係)

(二) 收容令書を発付された容疑者に対する監理措置の決定

主任審査官は、收容された容疑者（仮放免された容疑者を含む。）からの請求により又は職権で、当該容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度その他の事情を考慮し、当該容疑者を放免して退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとし、監理措置に付される者に対し、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、監理措置条件を付するものとする。 （第四十四条の二第三項及び第五項関係）

(三) 被監理者に対する罰則の適用

被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この十及び十二において同じ。）に対する第七十条の規定の適用については、監理措置に付されている間は、被監理者は、残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、不法に在留することに該当しないものとみなすものとする。 （第四十四条の二第十項関係）

- (一) 監理人は、(二)から(五)までの監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定（1）又は(二)の決定をいう。以下この十及び十二において同じ。）をする主任審査官が選定するものとする。こと。（第四十四条の三第一項関係）
- (二) 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他第四十四条の二第一項若しくは第五項の規定により付された条件又は報酬を受ける活動の許可に付された条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。こと。（第四十四条の三第二項関係）
- (三) 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他第四十四条の二第一項若しくは第五項の規定により付された条件又は報酬を受ける活動の許可に付された条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。こと。（第四十四条の三第三項関係）
- (四) 監理人は、被監理者が3(二)(1)から(5)までのいずれかに該当することを知ったとき等は、法務省令

で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならないものとする。 (第四十四条の三第四項関係)

(五) 監理人は、法務省令で定めるところにより、被監理者の生活状況、第四十四条の二第一項若しくは第五項の規定により付された条件又は報酬を受ける活動の許可に付された条件の遵守状況、当該活動の許可を受けて行った活動の状況等を主任審査官に対して届け出なければならないものとする。 (第四十四条の三第五項関係)

(六) 主任審査官は、監理人が任務を遂行することが困難になったときその他監理人にその任務を継続させることが相当でないとき、監理人の選定を取り消すことができるものとする。 (第四十四条の三第六項関係)

### 3 監理措置決定の取消し

(一) 監理措置決定の必要的取消し

主任審査官は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならないものとする。 (第四十四条の四第一項関係)

(1) 1 (一)により監理措置に付された場合において、被監理者が、法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかったとき。

(2) 監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

(二) 監理措置決定の裁量的取消し

主任審査官は、被監理者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができるものとする。 (第四十四条の四第二項関係)

(1) 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(2) 証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(3) 監理措置条件に違反したとき。

(4) 第十九条第一項の規定に違反する活動を行ったとき、4 (一)の許可を受けずに報酬を受ける活

動(在留資格をもって在留する者による活動を除く。以下この(4)において同じ。)を行ったとき、

又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったとき。

(5) 被監理者が5の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(三) 監理措置決定を取り消した場合の收容の手續

監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成するとともに、收容令書を発付し、入国警備官にこれらを交付しなければならないものとし、入国警備官は、監理措置決定が取り消された者に監理措置決定取消書及び收容令書を示して、その者を入国者收容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならないものとする。 (第四十四条の四第三項及び第六項関係)

(四) 監理措置決定を取り消した場合の保証金の没取

主任審査官は、(二)により監理措置決定を取り消したときは、保証金の全部又は一部を没取するものとする。 (第四十四条の四第五項関係)

4 報酬を受ける活動の許可等

(一) 報酬を受ける活動の許可

主任審査官は、被監理者の生計を維持するために必要であつて、相当と認めるときは、被監理者の申請（監理人の同意があるものに限る。）により、その生計の維持に必要な範囲内で、監理人による監理の下に、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができるものとし、主任審査官は、当該許可に必要な条件を付することができるものとする。 （第四十四条の五第一項関係）

(二) 報酬を受ける活動の許可の取消し

主任審査官は、被監理者が(一)の条件に違反した場合その他当該被監理者に引き続き報酬を受ける活動の許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可を取り消すことができるものとする。 （第四十四条の五第四項関係）

5 被監理者による届出

被監理者は、法務省令で定めるところにより、第四十四条の二第一項若しくは第五項の規定により付された条件の遵守状況、報酬を受ける活動の許可を受けて行った活動の状況等を主任審査官に対して届け出なければならぬものとする。 （第四十四条の六関係）

## 6 違反事件の引継ぎ

入国警備官は、容疑者を監理措置に付する旨の決定がされたときは、速やかに違反調査を終え、調書及び証拠物とともに、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならないものとする。 (第四十四条の七関係)

## 7 監理措置決定の失効

監理措置決定は、次の(一)から(四)までのいずれかに該当することとなったときは、その効力を失うものとし、主任審査官は、被監理者及び監理人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。 (第四十四条の八関係)

- (一) 容疑者が退去強制事由のいずれにも該当しない旨の入国審査官の認定、特別審理官の判定又は法務大臣の裁決があったとき。
- (二) 法務大臣が十二の1の許可(以下「在留特別許可」という。)をしたとき。
- (三) 主任審査官が出国命令をしたとき。
- (四) 主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

## 8 事実の調査

主任審査官は、監理措置決定若しくはその取消し又は報酬を受ける活動の許可若しくはその取消しに関する処分を行うため必要がある場合等には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができるものとする。 (第四十四条の九関係)

### 十一 在留特別許可と退去強制手続との関係に関する規定の整備

#### 1 在留特別許可の申請の教示

入国審査官、特別審理官又は主任審査官は、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するときは、速やかに、容疑者に対し、在留特別許可の申請をすることができる旨を知らせなければならないものとする。 (第四十七条第四項、第四十八条第八項及び第四十九条第六項関係)

(一) 入国審査官が、審査の結果、容疑者に対し、退去強制対象者に該当するとの認定をした旨の通知をするとき。

(二) 特別審理官が、口頭審理の結果、(一)の認定が誤りがないと判定したとき。

(三) 主任審査官が、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたとき。

2 在留特別許可の申請をしない場合等における退去強制令書の発付

主任審査官は、容疑者が1(一)の認定若しくは1(二)の判定に服した場合又は第四十九条第六項の規定による通知を受けた場合において、当該容疑者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当するときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならないものとする。 (第四十七条第五項、第四十八条第十項及び第四十九条第七項関係)

(一) 在留特別許可の申請をしない旨を記載した文書に署名したとき。

(二) 1(一)の認定に服した日、1(二)の判定に服した日又は第四十九条第六項の規定による通知を受けた日から三日以内に在留特別許可の申請をしなかったとき。

(三) 在留特別許可の申請を取り下げ、又は在留特別許可をしない処分を受けたとき。

十二 在留特別許可に関する規定の整備

1 法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であっても、次の(一)から(五)までのいずれかに該当するときは、当該外国人からの申請により又は職権で、当該外国人の在留を特別に許可することができるものとする。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える懲役若しくは禁錮に処せ

られた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者である場合は、本邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限るものとする。こと。（第五十条第一項関係）

(一) 永住許可を受けているとき。

(二) かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

(三) 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

(四) 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているとき。

(五) その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 在留特別許可の申請は、收容令書により收容された外国人又は監理措置決定を受けた外国人が、法務省令で定める手続により、法務大臣に対して行うものとする。こと。（第五十条第二項関係）

3 在留特別許可の申請は、当該外国人に対して退去強制令書が発付された後は、することができない

ものとする。 (第五十条第三項関係)

4 在留特別許可は、当該外国人が十一の1(一)の認定若しくは十一の1(二)の判定に服し、又は法務大臣が第四十九条第三項の規定により異議の申出が理由がないと裁決した後でなければすることができないものとする。 (第五十条第四項関係)

5 法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断に当たっては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなった経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、退去強制の理由となった事実及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。 (第五十条第五項関係)

6 法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断をしたときは、その結果を主任審査官に通知しなければならぬものとする。 (第五十条第八項関係)

7 主任審査官は、法務大臣から在留特別許可をする旨の通知を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちに当該外国人を放免しなければならないものとする。 (第五十条第九項関係)

係)

8 法務大臣は、在留特別許可の申請があつた場合において在留特別許可をしない処分をするときは、法務省令で定める手続により、速やかに理由を付した書面をもつて、当該申請をした外国人にその旨を知らせなければならぬものとする。 (第五十条第十項関係)

十三 上陸拒否期間を一年とする旨の決定に関する規定の整備

1 法務大臣は、第五十二条第四項の許可を受けた者(過去に本邦からの退去を強制されたこと又は出国命令により出国したことがない者に限る。)に対し、その者の素行、退去強制の理由となつた事実その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その者の申請に基づき、法務省令で定める日までに同項の許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、その者の退去後の本邦への上陸について、別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする場合を除き、その者が退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定をすることができるものとする。 (第五十二条第五項関係)

2 法務大臣は、1の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、第五十二条第四項の許可を

受けた者に対し、その旨を書面で通知するものとする。 (第五十二条第六項関係)

#### 十四 退去強制令書の発付後の収容等に関する規定の整備

1 入国警備官は、退去強制令書を執行する場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、その旨を主任審査官に通知するものとする。 (第五十二条第七項関係)

2 1の通知を受けた主任審査官は、十五の1(一)の監理措置に付する旨の決定をした場合を除き、送還可能のときまで、退去強制を受ける者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる旨を入国警備官に通知するものとする。

#### (第五十二条第八項関係)

3 2の通知を受けた入国警備官は、送還可能のときまで、退去強制を受ける者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容するものとする。

#### (第五十二条第九項関係)

4 主任審査官は、退去強制令書の発付を受けた者を送還するために必要がある場合には、その者に対

し、相当の期間を定めて、旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命ずることが出来るものとする。 (第五十二条第十二項関係)

## 十五 退去強制令書の発付後の收容に代わる監理措置に関する規定の整備

### 1 退去強制を受ける者に対する監理措置の決定

#### (一) 收容されている者又は仮放免されている者以外の者に対する監理措置の決定

十四の1の通知を受けた主任審査官は、退去強制を受ける者(收容されている者又は仮放免されている者を除く。)が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を收容しないことが相当と認めるときは、法務省令で定める期限までに三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付することを条件として、その者を監理措置(2の監理人による監理に付する措置をいう。以下この十五において同じ。)に付する旨の決定をするものとし、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件(以下この十五において「監理措置条件」という。)を付するものとする。 (第五十二条の二第一項関係)

(二) 収容されている者又は仮放免されている者に対する監理措置の決定

主任審査官は、退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者に限る。）からの請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとし、監理措置に付される者に対し、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、監理措置条件を付するものとすること。（第五十二条の二第三項及び第四項関係）

(三) 被監理者に対する罰則の適用

被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この十五において同じ。）に対する第七十条の規定の適用については、監理措置に付されている間は、被監理者は、残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は不法に在留することに該当しないものとみなすものとする。こと。（第五十二条の二第七項関係）

- (一) 監理人は、(二)から(五)までの監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定（1）又は(二)の決定をいう。以下この十五及び十六において同じ。）をする主任審査官が選定するものとする。 （第五十二条の三第一項関係）
- (二) 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他第五十二条の二第一項又は第四項の規定により付された条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。 （第五十二条の三第二項関係）
- (三) 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他第五十二条の二第一項又は第四項の規定により付された条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。 （第五十二条の三第三項関係）
- (四) 監理人は、被監理者が3(二)(2)から(5)までのいずれかに該当することを知ったとき等は、法務省令

で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならぬものとする。 (第五十二条の三第四項関係)

(五) 監理人は、法務省令で定めるところにより、被監理者の生活状況、第五十二条の二第一項又は第四項の規定により付された条件の遵守状況等を主任審査官に対して届け出なければならぬものとする。 (第五十二条の三第五項関係)

(六) 主任審査官は、監理人が任務を遂行することが困難になったときその他監理人にその任務を継続させることが相当でないと認めるときは、監理人の選定を取り消すことができるものとする。 (第五十二条の三第六項関係)

### 3 監理措置決定の取消し

(一) 監理措置決定の必要的取消し

主任審査官は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならぬものとする。 (第五十二条の四第一項関係)

(1) 1 (一)により監理措置に付された場合において、被監理者が、法務省令で定める期限までに保証

金を納付しなかったとき。

(2) 監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

(二) 監理措置決定の裁量的取消し

主任審査官は、被監理者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができるものとする。 (第五十二条の四第二項関

係)

(1) 送還を実施するために被監理者を収容する必要があるが生じたとき。

(2) 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(3) 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき。

(4) 監理措置条件に違反したとき。

(5) 被監理者が4の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(三) 監理措置決定を取り消した場合の收容の手續

監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成し、これを退去強制令書とともに、入国警備官に交付しなければならないものとし、入国警備官は、監理措置決定が取り消された者に監理措置決定取消書及び退去強制令書を示して、その者を入国者收容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならないものとする。 (第五十二条の四第三項及び第五項関係)

(四) 監理措置決定を取り消した場合の保証金の没取

主任審査官は、(二)により監理措置決定を取り消したとき(二)(1)に該当した場合(二)(2)から(5)までのいずれかに該当した場合を除く。)を除く。)は、保証金の全部又は一部を没取するものとする。 (第五十二条の四第四項関係)

4 被監理者による届出

被監理者は、法務省令で定めるところにより、第五十二条の二第一項又は第四項の規定により付された条件の遵守状況等を主任審査官に対して届け出なければならないものとする。 (第五十二条

の五関係)

5 監理措置決定の失効

監理措置決定は、被監理者に対する退去強制令書が効力を失ったときは、その効力を失うものとする。 (第五十二条の六関係)

6 事実の調査

主任審査官は、監理措置決定又はその取消しに関する処分を行うため必要がある場合等には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができるものとする。 (第五十二条の七関係)

十六 退去のための計画に関する規定の整備

入国警備官は、退去強制令書の発付を受けた者を収容したとき又はその者に対し監理措置決定がされたときは、その者の意向の聴取その他の方法により、その者を直ちに本邦外に送還することができない原因となっている事情を把握した上で、退去のための計画を定めなければならないものとする。

(第五十二条の八関係)

十七 送還先に関する規定の整備

難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国を送還先に含まないものとする（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）。（第五十三条第三項第一号関係）

## 十八 仮放免に関する規定の整備

### 1 仮放免の要件

入国者収容所長又は主任審査官は、收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者若しくはその代理人等の請求により又は職権で、その收容されている者について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由によりその收容を一時的に解除することを相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、期間を定めて、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができるものとする。 （第五十四条

### 第二項関係）

### 2 仮放免の不許可理由の通知

入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免の請求があつた場合において仮放免を不許可としたとき

は、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知するものとする。 (第五十四条第四項関係)

### 3 仮放免の期間の延長

仮放免された者又はその代理人等は、法務省令で定めるところにより、入国者収容所長又は主任審査官に対し仮放免の期間の延長を請求することができるものとし、入国者収容所長又は主任審査官は、当該請求により又は職権で、引き続き収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、仮放免の期間を延長することができるものとする。 (第五十四条第五項及び第六項関係)

## 十九 退去の命令に関する規定の整備

### 1 退去の命令の発出要件

主任審査官は、次の(一)又は(二)に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先に送還することが困難である場合において、その者の意見を聴いた上で、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦からの退去を命ずることができるものとする。

(第五十五条の二第一項関係)

(一) その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

(二) その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

## 2 退去の命令の効力停止

退去の命令を受けた者が次の(一)又は(二)のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。 (第五十五条の二第二項関係)

(一) 第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

(二) 退去強制の処分に関し、かつ、行政事件訴訟法の規定による執行停止の決定がされたこと。

## 3 退去の命令により退去させられた者の取扱い

退去の命令により本邦から退去させられた者は、出入国管理及び難民認定法の適用については、退

去強制令書により退去を強制されたものとみなすものとする。 (第五十五条の二第六項関係)

## 二十 被收容者の処遇に関する規定の整備

### 1 総則

(一) 被收容者（入国者收容所等に收容されている者をいう。以下この二十において同じ。）の処遇は、被收容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならないものとする。 (第五十五条の四第一項関係)

(二) 被收容者には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないものとする。 (第五十五条の四第二項関係)

(三) 被收容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、禁止し、又は制限してはならないものとする。 (第五十五条の六関係)

(四) 男子の被收容者と女子の被收容者とは、特に必要があると認めるときを除き、分離して收容しなければならないものとする。 (第五十五条の八第一項関係)

(五) 出入国在留管理庁長官は、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者収容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせなければならないものとする。 (第五十五条の九関係)

(六) 入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師は、部外診療を行おうとする場合には、出入国在留管理庁長官の承認を受けることができるものとし、当該承認に係る部外診療を行う場合について国家公務員法等の特例を設けるものとする。 (第五十五条の十七関係)

## 2 収容の開始

入国者収容所長等は、被収容者に対し、その入国者収容所等における収容の開始に際し、物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項等を告知しなければならないものとする。 (第五十五条の十八関係)

## 3 金品の取扱い等

(一) 被収容者には、衣類及び寝具等であつて、入国者収容所等における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給するものとする。 (第五十五条の二十一第一項関係)

(二) 入国者収容所長等は、被収容者が、衣類等について、自弁のものを使用したい旨等の申出をした場合には、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、これを許すものとする。 (第五十五条の二十二関係)

(三) 入国者収容所等の職員は、被収容者が収容される際に所持する金品、被収容者が収容中に取得した金品及び被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が入国者収容所等に持参し、又は送付した金品について、検査を行うことができるものとし、それらの金品のうち、第五章の二第三節の規定により被収容者が使用し、又は撰取することができるものは、被収容者に引き渡すものとし、その余のものは、入国者収容所長等が領置するなどするものとする。 (第五十五条の二十五から第五十五条の二十八関係)

#### 4 保健衛生及び医療

(一) 入国者収容所等においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。 (第五十五条の三十七関係)

- (二) 被收容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適当な場所で運動を行う機会を与えなければならぬものとする。 (第五十五条の三八関係)
- (三) 被收容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならないものとする。 (第五十五条の三九関係)
- (四) 被收容者には、法務省令で定めるところにより、入国者收容所等における保健衛生上適切な入浴を行わせるものとする。 (第五十五条の四十関係)
- (五) 入国者收容所長等は、被收容者に対し、三月に一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、医師による健康診断を受けさせなければならないものとし、入国者收容所等における保健衛生上必要があるときも、同様とするものとする。 (第五十五条の四十一第二項関係)
- (六) 入国者收容所長等は、被收容者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、速やかに、入国者收容所若しくは地方出入国在留管理局の職員である医師若しくは歯科医師又は入国者收容所長等が委嘱する医師若しくは歯科医師による診療(栄養補給の処置を含む。(七)において同じ。)を行い、

その他必要な医療上の措置をとるものとする。 (第五十五条の四十二第一項関係)

(1) 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき(その者の心身に著しい障害が生ずるおそれ又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。)

(2) 飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

(七) 入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、健康診断又は診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。 (第五十五条の四十五関係)

## 5 規律及び秩序の維持

(一) 入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならないものとし、これを達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならないものとする。 (第五十五条の四

十七関係)

(二) 入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項を定めるものとする。 (第五十五条の四十

八関係)

(三) 入国者収容所長等は、被収容者が他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないときには、その者を他の被収容者から隔離することができるものとする。 (第五十五条の五十第一項関係)

(四) 入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要なと判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができるものとする。

(第五十五条の五十一第一項関係)

(五) 入国警備官は、被収容者以外の者が入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所

等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正にしようとするとき等には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができるとすること。（第五十五条の五十一第二項関係）

(六) 入国警備官は、被收容者が自身を傷つけるおそれがあるとき等には、入国者收容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室に收容することができるとすること。（第五十五条の五十三第一項関係）

(七) 入国者收容所長等は、地震、火災その他の災害に際し、入国者收容所等内において避難の方法がないときは、被收容者を適当な場所に護送しなければならず、被收容者を護送することができないときは、入国者收容所長等は、その者を入国者收容所等から解放することができるとし、解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、入国者收容所等又は入国者收容所長等が指定した場所に出頭しなければならないものとする。（第五十五条の五十四関係）

## 6 外部交通

(一) 入国者收容所長等は、被收容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、入国者收容所等

の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要があると認めるときを除き、これを許すものとする。 (第五十五条の五十五関係)

(二) 入国者收容所長等は、被收容者に対し、第五十五条の六十一の規定により差し止める場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。 (第五十五条の五十九関係)

## 7 不服申立て

(一) 入国者收容所長等の1(三)の宗教上の行為の禁止又は制限等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、審査の申請をすることができるものとする。 (第五十五条の六十八第一項関係)

(二) 被收容者は、自己に対する入国者收容所等の職員による身体に対する違法な有形力の行使等の行為があつたときは、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、その事実を申告することができるものとする。 (第五十五条の七十四第一項関係)

(三) 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、法務大臣、監査官又は入国者收容所長等に対し、苦情の申出をすることができるものとする。 (第五十五

条の七十七から第五十五条の七十九関係)

二十一 補完的保護対象者に関する規定の整備

1 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定を行うことができるものとする。 (第六十一条の二第二項関係)

2 法務大臣は、難民の認定の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行うことができるものとする。 (第六十一条の二第三項関係)

3 法務大臣は、難民の認定の申請又は補完的保護対象者の認定の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、補完的保護対象者の認定の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知するものとする。

(第六十一条の二第五項関係)

4 補完的保護対象者に関する取扱いを難民に関する取扱いに準じたものとするため、在留資格の取消しに関する規定等の所要の規定を整備するものとする。 (第二十二條の四第一項、第二十四條第十号、第六十一條の二の二第一項、第六十一條の二の三、第六十一條の二の四、第六十一條の二の六、第六十一條の二の十第二項から第四項、第六十一條の二の十一第一項、第六十一條の二の十二から第六十一條の二の十四、第六十一條の二の十六、第六十一條の二の十七等関係)

## 二十二 仮滞在の許可に関する規定の整備

### 1 仮滞在の許可を受けた外国人の在留資格の取得

法務大臣は、仮滞在の許可を受けた外国人に対し、当該外国人が次の(一)から(三)までのいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、在留資格の取得を許可することができるものとする。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。)又は第二十四條第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者

である場合は、当該外国人に対し、在留資格の取得を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限るものとする。 (第六十一条の二の五第一項関係)

(一) かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

(二) 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

(三) その他法務大臣が在留資格の取得を許可すべき事情があると認めるとき。

## 2 仮滞在の許可を受けた外国人の在留資格の取得の許可に係る考慮事情

法務大臣は、1の許可をどうかの判断に当たっては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入学することとなった経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、在留資格未取得外国人となった経緯及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。 (第六十一条の二の五第二項関係)

## 3 仮滞在の許可を受けた外国人に禁止される活動

仮滞在の許可を受けた外国人は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行っては

ならないものとし（報酬を受ける活動について、4の許可を受けて行う場合を除く。）、これに違反する活動を行ったことが判明したときは仮滞在の許可を取り消すことができるものとする。〔第六十一条の二の六第六号及び第六十一条の二の七第一項関係〕

#### 4 報酬を受ける活動の許可

法務大臣は、仮滞在の許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者の申請があつた場合に、相当と認めるときは、これを行うことを許可することができるものとし、当該許可に必要な条件を付することができるものとする。〔第六十一条の二の七第二項関係〕

#### 5 仮滞在許可書への記載

法務大臣は、4の許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、仮滞在許可書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。〔第六十一条の二の七第三項関係〕

#### 6 報酬を受ける活動の許可の取消し

法務大臣は、4の許可を受けた外国人が4により付された条件に違反した場合その他当該外国人に

引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとき認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができるものとする。 (第六十一条の二の七第四項関係)

## 7 活動の状況の届出

4の許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、当該許可を受けて行った活動の状況等を出入国在留管理庁長官に届け出なければならないものとする。 (第六十一条の二の八関係)

## 二十三 難民の認定等手続と退去強制手続の関係に関する規定の整備

難民の認定の申請又は補完的保護対象者の認定の申請をした在留資格未取得外国人の送還の停止に係る第六十一条の二の九第三項の規定は、同項の在留資格未取得外国人が次の1又は2のいずれかに該当するときは、適用しないものとする。 (第六十一条の二の九第四項関係)

1 難民の認定の申請又は補完的保護対象者の認定の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったことがある者 (難民の認定の申請又は補完的保護対象者の認定の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資

料を提出した者を除く。）

2 無期若しくは三年以上の懲役若しくは禁錮に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号才からカまでのいずれかに該当する者若しくはこれらのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者

## 二十四 難民旅行証明書に関する規定の整備

### 1 難民旅行証明書の有効期間

難民旅行証明書の有効期間は、一年以上五年を超えない範囲内において出入国在留管理庁長官が定めるものとする。 （第六十一条の二の十五第三項関係）

### 2 難民旅行証明書の有効期間の延長

出入国在留管理庁長官は、難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができるものとする。 （第六十一条の

二の十五第六項関係)

二十五 罰則に関する規定の整備

出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、所要の罰則規定を設けること。(第七十条、第七十一条の五、第七十二条、第七十二条の二、第七十三条等関係)

二十六 その他所要の改正を行うこと。

第二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

一 特別永住者証明書の有効期間に関する規定の整備

特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない特別永住者の特別永住者証明書の有効期間を当該特別永住者の十六歳の誕生日の前日が経過するまでの期間とすること。(第九条第一号関係)

二 特別永住者証明書の有効期間の更新に関する規定の整備

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了の日の二月前(有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出

入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならないものとする  
こと。(第十二条第一項関係)

### 第三 附則

- 一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。(附則第一条から第二十一条関係)
- 二 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第二十二條から第三十一条関係)